## 令和3年5月臨時会会議録

令和3年5月14日 金曜日 午前10時00分開会 議 長 髙 橋 富美子 副議長 奥 山 省 三

## 出席議員(16名)

1番	佐	藤	悦	子	議員	3番	叶	内	恵	子	議員
4番	八	鳅	長	_	議員	6番	押	切	明	弘	議員
7番	山	科	春	美	議員	8番	庄	司	里	香	議員
9番	佐	藤	文	_	議員	10番	Щ	科	正	仁	議員
11番	新	田	道	尋	議員	12番	奥	山	省	三	議員
13番	下	Щ	准	_	議員	14番	石	Ш	正	志	議員
15番	小	嶋	富	弥	議員	16番	佐	藤	卓	也	議員
17番	髙	橋	富美	き 子	議員	18番	小	野	周	_	議員

# 欠 席 議 員(1名)

5番 今 田 浩 徳 議員

## 欠 員(1名)

# 出席要求による出席者職氏名

市			長	Щ	尾	順	紀	副	Ī	Ħ	長	小	松		孝
総	務	課	長	関		宏	之	総	合 政	策 課	長	渡	辺	安	志
財	政	課	長	荒	澤	精	也	税	務	課	長	佐	藤		隆
市	民	課	長	伊	藤	幸	枝	環	境	課	長	小	関		孝
成 <i>》</i> 兼福	人 福 冨祉 事	祉 課 事務別	長	伊	藤	IJ	カ	高推	齢 <sup>1</sup> 進	皆 福 室	祉 長	大	江		周
子育 兼福	育て推 福祉事	進進課 事務所	是 長	西	田	裕	子	健	康	課	長	Щ	科	雅	寛
農	林	課	長	三	浦	重	実	商	工観	光 課	長	柏	倉	敏	彦
都「	† 整	備課	. 長	長	沢	祐	$\stackrel{-}{\rightharpoonup}$	上	下 水	道 課	長	矢	作	宏	幸
会兼	計 会 言	章 理十課	者 長	荒	田	明	子	教	Ī	育	長	高	野		博
教 兼教	育 女育系	次 総務調	長 長	平	向	真	也	学	校 教	育 課	長	髙	橋	昭	_

社会教育課長 渡 辺 政 紀 監 査 委 員 大 場 隆 司

監査委員事務局長 津 藤 隆 浩 選挙管理委員会 武 田 清 治

選挙管理委員会 小 関 紀 夫 農業委員会会長 浅 沼 玲 子事 務 局 長

農業委員会 横山 浩 事務局長

### 事務局出席者職氏名

局 長 武 田信也 総 務 主 査 叶内敏彦 主 任 庭崎 佳 子 主 任 小 松 真 子

### 議事日程

令和3年5月14日 金曜日 午前10時00分開議

日程第 1 会議録署名議員指名

日程第 2 会期決定

日程第 3 議長辞職の件

日程第 4 議長の選挙

日程第 5 副議長辞職の件

日程第 6 副議長の選挙

日程第 7 常任委員の選任

日程第 8 議会運営委員の選任

日程第 9 最上広域市町村圏事務組合議会議員の選挙

日程第10 報告第3号損害賠償の額の決定についての専決処分の報告について

日程第11 報告第4号新庄市市税条例等の一部を改正する条例の専決処分の承認について

日程第12 報告第5号令和3年度新庄市一般会計補正予算(第1号)の専決処分の承認について

日程第13 議案第26号新庄市固定資産評価員の選任について

### 本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

## 開 会

下山准一議長 おはようございます。

ただいまの出席議員は16名でございます。 欠席通告者は今田浩徳君の1名です。

これより令和3年5月新庄市議会臨時会を開 会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

本日の会議は、お手元に配付しております議 事日程によって進めます。

#### 日程第1会議録署名議員指名

下山准一議長 日程第1会議録署名議員の指名を 行います。

会議録署名議員は、会議規則第88条の規定により、議長において佐藤悦子さん、小野周一君の両名を指名いたします。

#### 日程第2会 期 決 定

下山准一議長 日程第2会期決定を議題といたします。

議会運営委員長の報告を求めます。 議会運営委員長石川正志君。

(石川正志議会運営委員長登壇)

石川正志議会運営委員長 おはようございます。 それでは、私のほうから議会運営委員会における協議の経過と結果について報告いたします。 去る5月7日午前10時から、議員協議会室において議会運営委員5名出席の下、執行部から副市長、関係課長並びに議会事務局職員の出席 を求め議会運営委員会を開催し、本日招集されました令和3年5月臨時会の運営について協議をいたしたところであります。

初めに、執行部から提出議案等について説明を受け、協議を行った結果、会期につきましては、このたびの提出案件は報告3件、議案1件のほか議会の役職選任に関する事項でありますので、本日5月14日、1日と決定いたしました。案件の取扱いにつきましては、臨時会でありますので委員会への付託を省略して、直ちに本日の本会議において審議をお願いいたします。

また、本会議における議事の日程については 議案等の審議に先立ち、常任委員及び議会運営 委員の選任を行っていただくことにしました。

以上、議会運営委員会における協議の経過と 結果についての報告といたします。

下山准一議長 お諮りいたします。

今期臨時会の会期は、ただいま議会運営委員 長から報告がありましたとおり、本日5月14日、 1日にいたしたいと思います。これに御異議あ りませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

下山准一議長 御異議なしと認めます。よって、 会期は本日5月14日、1日と決定いたしました。 ここで暫時休憩いたします。

> 午前10時05分 休憩 午前10時10分 開議

新田道尋副議長 休憩を解いて再開いたします。 なお、地方自治法第106条第1項の規定により、これより私が議長の職務を行います。 どうぞよろしくお願い申し上げます。

日程の追加

新田道尋副議長 それでは、追加案件が出ていますので、議会運営委員長の報告を求めます。

議会運営委員長石川正志君。

(石川正志議会運営委員長登壇)

石川正志議会運営委員長 それでは、議会運営委員会における協議の経過と結果について報告いたします。

本日午前10時7分から、議員協議会室において議会運営委員5名出席の下に本委員会を開催し、本日の本会議における議事日程の追加について協議をいたしたところであります。協議の結果、下山准一君より副議長宛てに議長の辞職願が出されておりますので、議長辞職の件を本日の議事日程に追加していただくことになりました。

なお、議長辞職の件は、本日の本会議における議事日程第2会期決定に続く日程とし、常任 委員の選任以降の日程については順次繰り下げ ることといたしますので、御了承のほどよろし くお願いいたします。

以上、よろしくお取り計らいくださいますようお願い申し上げ、議会運営委員会における協議の結果についての報告といたします。

新田道尋副議長 お諮りいたします。ただいま議会運営委員長から報告がありましたとおり、議長辞職の件を本日の議事日程に追加することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

新田道尋副議長 御異議なしと認めます。よって、 議長辞職の件を日程に追加することと決しました。

ただいま本日の議事日程に追加し議題とすることに決しました議長辞職の件につきましては、あらかじめ議事日程として配付する余裕がありませんでしたので、会議規則第20条ただし書の規定に基づき、報告をもって議事日程の配付に代えさせていただきます。

それでは、報告いたします。ただいま日程に

追加することに決まりました議長辞職の件につきましては、配付しております本日の議事日程第2会期決定についてに続く日程第3にいたします。

なお、このことにより、常任委員の選任以降 の日程については順次繰り下げることになりま すので、御了承願います。

#### 日程第3議長辞職の件

新田道尋副議長 日程第3議長辞職の件を議題と いたします。

地方自治法第117条の規定により、下山准一 君の退席を求めます。

(下山准一議長退席)

新田道尋副議長 それでは、事務局長に議長の辞 職願を朗読させます。

武田信也議会事務局長 朗読いたします。

辞職願。

今般、市議会申合せにより議長の職を辞する ことについて許可されるようお願いいたします。 令和3年5月14日。

新庄市議会副議長新田道尋殿。

新庄市東谷地田町14番地の9 下山准一。 以上でございます。

新田道尋副議長お諮りいたします。

下山准一君の議長の辞職を許可することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

新田道尋副議長 御異議なしと認めます。よって、 下山准一君の議長の辞職を許可することに決し ました。

暫時休憩いたします。

午前10時14分 休憩 午前10時15分 開議 新田道尋副議長 休憩を解いて再開いたします。

## 日程の追加

新田道尋副議長 お諮りいたします。

ここで、議長の選挙を日程に追加し、選挙を 行いたいと思います。これに御異議ありません か。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

新田道尋副議長 御異議なしと認めます。よって、 議長の選挙を日程に追加することに決しました。

ただいま本日の議事日程に追加し、議題とすることに決しました議長の選挙につきましては、あらかじめ議事日程として配付する余裕がありませんでしたので、会議規則第20条ただし書の規定に基づき、報告をもって議事日程の配付に代えさせていただきます。

それでは、報告いたします。

ただいま日程に追加することに決まりました 議長の選挙につきましては、先ほど本日の議事 日程第3として追加しました議長辞職の件に続 く日程第4にいたします。

なお、このことにより、常任委員の選任以降 の日程については順次繰り下げることになりま すので、御了承願います。

ここで、暫時休憩いたします。

午前10時16分 休憩 午前10時17分 開議

新田道尋副議長 休憩を解いて再開いたします。

日程第4議長の選挙

新田道尋副議長 日程第4議長の選挙を行います。 選挙は、投票により行います。

なお、投票の記載は、記載所で行っていただ きたいと思います。

ここで議場の閉鎖を命じます。

(議場閉鎖)

新田道尋副議長 ただいまの出席議員は16名であります。

投票用紙を配付いたします。

(投票用紙配付)

新田道尋副議長 投票用紙の配付漏れはございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

新田道尋副議長 配付漏れなしと認めます。

投票箱を改めさせます。

(投票箱点検)

新田道尋副議長 異状なしと認めます。

念のため申し上げます。投票は単記無記名であります。投票用紙に被選挙人の氏名を記載の上、点呼に応じて順次投票願います。

事務局長に点呼を命じます。

(氏名点呼)

(各員投票)

新田道尋副議長 投票漏れはございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

新田道尋副議長 投票漏れなしと認めます。

投票を終了いたします。

議場の閉鎖を解きます。

(議場開鎖)

新田道尋副議長 これより開票を行いますが、会 議規則第31条第2項の規定により、立会人に庄 司里香さん、山科正仁君、奥山省三君を指名い たします。よって、3名の方の立会いをお願い いたします。

(開票)

新田道尋副議長 選挙結果を報告いたします。

投票総数 16票

これは先ほどの出席議員数に符合いたしております。

そのうち有効投票 16票 無効投票はありません。 有効投票中

髙 橋 富美子 君9票新 田 道 尋7票

以上のとおりであります。

この選挙の法定得票数は4票であります。よって、髙橋富美子君が議長に当選されました。

当選されました髙橋富美子君が議場におられますので、本席から会議規則第32条第2項の規定によって、告知します。

当選されました髙橋富美子君に御挨拶をお願いいたします。

(髙橋富美子議長登壇)

髙橋富美子議長 皆様、おはようございます。

ただいまの議長選におきまして御選任を賜りまして、大変にありがとうございます。大任を拝し、身の引き締まる思いでいっぱいでございます。議員の皆様の御協力の下、公平公正に円滑な議会運営と議会の活性化に努めてまいります。

皆様の温かい御支援並びに御指導、御鞭撻を 賜りますよう心からお願いを申し上げまして、 簡単ではありますが挨拶にさせていただきます。 大変にありがとうございました。どうぞよろ しくお願いいたします。

新田道尋副議長 当選されました髙橋富美子さん、 議長就任おめでとうございます。皆様の御協力、 誠にありがとうございました。

暫時休憩いたします。

(議長髙橋富美子君議長席に着く)

午前10時35分 休憩 午前10時40分 開議

**髙橋富美子議長** 休憩を解いて再開いたします。 ることに決しました副議長辞職の件につきまし

#### 日程の追加

高橋富美子議長 それでは、追加案件が出ていま すので、議会運営委員長の報告を求めます。

議会運営委員長石川正志君。

(石川正志議会運営委員長登壇)

石川正志議会運営委員長 それでは、議会運営委員会における協議の経過と結果について報告をいたします。

午前10時36分から議員協議会室において議会 運営委員5名の出席の下、本委員会を開催し、 本日の本会議における議事日程の追加について 協議をしたところであります。

協議の結果、新田道尋君より議長宛てに副議 長の辞職願が出されておりますので、副議長辞 職の件を本日の議事日程に追加していただくこ とになりました。

なお、副議長辞職の件は、本日の本会議における議事日程第4議長の選挙に続く日程とし、常任委員の選任以降の日程については順次繰り下げることといたしましたので、御了承のほどお願いいたします。

以上、よろしくお取り計らいくださいますようお願い申し上げ、議会運営委員会における協議の結果についての報告といたします。

髙橋富美子議長 お諮りいたします。

ただいま議会運営委員長から報告がありましたとおり、副議長辞職の件を本日の議事日程に 追加することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

高橋富美子議長 御異議なしと認めます。よって、 副議長辞職の件を日程に追加することに決しま した。

ただいま本日の議事日程に追加し、議題とすることに決しました副議長辞職の件につきまし

ては、あらかじめ議事日程として配付する余裕 がありませんでしたので、会議規則第20条ただ し書の規定に基づき報告をもって議事日程の配 付に代えさせていただきます。

それでは、報告いたします。

ただいま日程に追加することに決まりました 副議長辞職の件につきましては、先ほど本日の 議事日程第4として追加しました議長の選挙に 続く日程第5にいたします。

なお、このことにより、常任委員の選任以降 の日程については順次繰り下げることになりま すので、御了承願います。

#### 日程第5副議長辞職の件

高橋富美子議長 日程第5副議長辞職の件を議題 といたします。

地方自治法第117条の規定により、新田道尋 君の退席を求めます。

(新田道尋副議長退席)

高橋富美子議長 それでは、事務局長に副議長の 辞職願を朗読させます。

武田信也議会事務局長 朗読いたします。

辞職願。

今般、市議会申し合わせにより副議長の職を 辞することについて許可されるようお願いいた します。

令和3年5月14日。

新庄市議会議長髙橋富美子殿。

新庄市大字泉田字泉田195番地 新田道尋。 以上でございます。

髙橋富美子議長 お諮りいたします。

新田道尋君の副議長の辞職を許可することに 御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

高橋富美子議長 御異議なしと認めます。よって、

新田道尋君の副議長の辞職を許可することに決しました。

暫時休憩いたします。

午前10時45分 休憩 午前10時49分 開議

髙橋富美子議長 休憩を解いて再開いたします。

### 日程の追加

髙橋富美子議長 お諮りいたします。

ここで副議長の選挙を日程に追加し、選挙を 行いたいと思います。これに御異議ありません か。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

高橋富美子議長 御異議なしと認めます。よって、 副議長の選挙を日程に追加することに決しまし た。

ただいま本日の議事日程に追加し、議題とすることに決しました副議長の選挙につきましては、あらかじめ議事日程として配付する余裕がありませんでしたので、会議規則第20条ただし書の規定に基づき、報告をもって議事日程の配付に代えさせていただきます。

それでは、報告いたします。

ただいま日程に追加することに決まりました 副議長の選挙につきましては、先ほど本日の議 事日程第5として追加しました副議長辞職の件 に続く日程第6にいたします。

なお、このことにより、常任委員の選任以降 の日程については順次繰り下げることになりま すので、御了承願います。

ここで暫時休憩いたします。

午前10時51分 休憩

午前10時52分 開議

髙橋富美子議長 休憩を解いて再開いたします。

#### 日程第6副議長の選挙

高橋富美子議長 日程第6副議長の選挙を行います。

選挙は、投票により行います。

なお、投票の記載は、記載所で行っていただ きたいと思います。

ここで議場の閉鎖を命じます。

(議場閉鎖)

**髙橋富美子議長** ただいまの出席議員は16名であります。

投票用紙を配付いたします。

(投票用紙配付)

高橋富美子議長 投票用紙の配付漏れはありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

髙橋富美子議長 配付漏れなしと認めます。

投票箱を改めさせます。

(投票箱点検)

髙橋富美子議長 異状なしと認めます。

念のため申し上げます。投票は単記無記名であります。投票用紙に被選挙人の氏名を記載の上、点呼に応じて順次投票を願います。

事務局長に点呼を命じます。

(氏名点呼)

(各員投票)

高橋富美子議長 投票漏れはございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

髙橋富美子議長 投票漏れなしと認めます。

投票を終了いたします。

議場の閉鎖を解きます。

(議場開鎖)

高橋富美子議長 これより開票を行いますが、会議規則第31条第2項の規定により、立会人に庄司里香さん、山科正仁さん、押切明弘さんを指名いたします。よって、3名の方の立会いをお願いいたします。

(開票)

髙橋富美子議長 選挙結果を報告いたします。

投票総数 16票

これは先ほどの出席議員数に符合いたしております。

そのうち有効投票 16票

無効投票はありません。

有効投票中

奥 山 省 三 さん 12票

八 鍬 長 一 さん 4票

以上のとおりであります。

この選挙の法定得票数は4票であります。

よって、奥山省三さんが副議長に当選されました。

当選された奥山省三さんが議場におられますので、本席から、会議規則第32条第2項の規定によって告知します。

当選されました奥山省三さんに御挨拶をお願いたします。

(奥山省三副議長登壇)

**奥山省三副議長** ただいま副議長に選任されまして、どうもありがとうございます。

できる限り議長を補佐して、議会運営をスム ーズにやっていきたいと思いますので、皆様方 の協力をどうかよろしくお願いします。

以上です。

高橋富美子議長 当選されました奥山省三さん、 副議長就任、誠におめでとうございます。どう ぞよろしくお願いいたします。

ただいまから10分間休憩いたします。

午前11時08分 休憩 午前11時19分 開議 高橋富美子議長 休憩を解いて再開いたします。 暫時休憩いたします。

> 午前11時20分 休憩 午前11時29分 開議

髙橋富美子議長 休憩を解いて再開いたします。

### 日程第7常任委員の選任

高橋富美子議長 日程第7常任委員の選任を行い ます。

常任委員の選任については、委員会条例第8 条第1項の規定により、議長より指名をいたし ます。

総務文教常任委員に、

叶 内 恵 子 さん

山科春美さん

山科正仁さん

新田道尋さん

奥 山 省 三 さん

下 山 准 一 さん

小嶋冨弥さん

佐藤卓也さん

の8名を指名いたします。

産業厚生常任委員に、

佐藤悦子 さん

八 鍬 長 一 さん

今 田 浩 徳 さん

押 切 明 弘 さん

庄 司 里 香 さん

佐藤文一さん

石 川 正 志 さん

髙 橋 富美子

小野周一さん

の9名を指名いたします。

これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

高橋富美子議長 御異議なしと認めます。よって、 ただいま指名いたしました諸君をそれぞれの常 任委員に選任することに決しました。

なお、ただいま選任されました常任委員の任 期は5月17日からとなりますので、御了承願い ます。

また、本市議会では議長の職にある者は常任 委員を辞任することを申し合わせておりますの で、小職は常任委員を辞任したいと思いますが、 御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

高橋富美子議長 御異議なしと認めます。よって、 議長の常任委員の辞任は許可されました。

それでは、これより各常任委員会の正副委員 長の互選をお願いいたします。

暫時休憩いたします。

午前11時30分 休憩 午前11時45分 開議

髙橋富美子議長 休憩を解いて再開いたします。

#### 正副委員長互選結果の報告

高橋富美子議長 それでは、各常任委員会の互選 の結果が議長の手元に参っておりますので、報 告いたします。

総務文教常任委員会

委員長 山 科 正 仁 さん

副委員長 山 科 春 美 さん

産業厚生常任委員会

委員長 佐藤文 一 さん

副委員長 庄 司 里 香 さん

以上であります。 暫時休憩いたします。

> 午前11時46分 休憩 午前11時55分 開議

高橋富美子議長 休憩を解いて再開いたします。 ただいまから1時まで休憩いたします。

> 午前11時56分 休憩 午後 1時00分 開議

髙橋富美子議長 休憩を解いて再開します。

なお、成人福祉課長が午後から欠席のため、 成人福祉課より高齢者福祉推進室長大江 周さ んが出席しておりますので、御了承願います。

### 日程第8議会運営委員の選任

高橋富美子議長 日程第8議会運営委員の選任を 行います。

議会運営委員の選任については、委員会条例 第8条第1項の規定により、議長より指名をい たします。

佐藤卓也 さん

下山 准一 さん

石川正志 さん

八 鍬 長 一 さん

山科正仁さん

佐藤文一さん

以上、6名の諸君を指名いたします。これに 御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

高橋富美子議長 御異議なしと認めます。よって、 ただいま指名いたしました諸君を議会運営委員 に選任することに決しました。 なお、ただいま選任されました議会運営委員 の任期は5月17日からとなりますので、御了承 願います。

それでは、これより議会運営委員会の正副委 員長の互選をお願いいたします。

暫時休憩をいたします。

午後1時02分 休憩 午後1時07分 開議

髙橋富美子議長 休憩を解いて再開いたします。

#### 正副委員長互選結果の報告

高橋富美子議長 それでは、正副委員長の互選の 結果が議長の手元に参っておりますので、報告 いたします。

議会運営委員会

委員長 佐 藤 卓 也 さん 副委員長 八 鍬 長 一 さん 以上であります。

暫時休憩いたします。

午後1時08分 休憩午後1時12分 開議

髙橋富美子議長 休憩を解いて再開いたします。

### 日程の追加

高橋富美子議長 ここで追加案件が出ていますの で、議会運営委員長の報告を求めます。

議会運営委員長石川正志さん。

(石川正志議会運営委員長登壇)

石川正志議会運営委員長 それでは、議会運営委員会における協議の経過と結果について報告いたします。

本日午後1時9分から議員協議会室において 議会運営委員5名出席の下に本委員会を開催し、 本日の本会議における議事日程の追加について 協議をしたところであります。

協議の結果、本市議会選出の最上広域市町村 圏事務組合議会議員の方々から、同事務組合議 会議長宛てに辞職願が提出され許可されました ので、最上広域市町村圏事務組合議会議員の選 挙を本日の議事日程に追加していただくことに しました。

なお、最上広域市町村圏事務組合議会議員の 選挙の件は、本日の本会議における議事日程第 8議会運営委員の選任に続く日程とし、報告第 3号損害賠償の額の決定についての専決処分の 報告について以降の日程については、順次繰り 下げることにいたしましたので、御了承のほど お願い申し上げます。

以上、よろしくお取り計らいくださいますようお願い申し上げ、議会運営委員会における協議の結果についての報告といたします。

髙橋富美子議長 お諮りいたします。

ただいま議会運営委員長から報告がありましたとおり、最上広域市町村圏事務組合議会議員の選挙を本日の議事日程に追加することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

高橋富美子議長 御異議なしと認めます。よって、 最上広域市町村圏事務組合議会議員の選挙を日 程に追加することに決しました。

ただいま本日の議事日程に追加し、議題とすることに決しました最上広域市町村圏事務組合議会議員の選挙につきましては、あらかじめ議事日程として配付する余裕がありませんでしたので、会議規則第20条ただし書の規定に基づき報告をもって議事日程の配付に代えさせていた

だきます。

それでは、報告いたします。

ただいま日程に追加することに決まりました 最上広域市町村圏事務組合議会議員の選挙につ きましては、先ほどの議会運営委員の選任に続 く日程第9にいたします。

なお、このことにより、報告第3号損害賠償の額の決定についての専決処分の報告について 以降の日程については、順次繰り下げることに なりますので、御了承願います。

# 日程第9最上広域市町村圏事務組 合議会議員の選挙

高橋富美子議長 日程第9最上広域市町村圏事務 組合議会議員の選挙を行います。

お諮りいたします。

選挙の方法につきましては、地方自治法第 118条第2項の規定により指名推選にいたした いと思います。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

高橋富美子議長 御異議なしと認めます。よって、 選挙の方法は指名推選にすることに決しました。 お諮りいたします。

指名の方法につきましては、議長において指名することにいたしたいと思います。これに御 異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

高橋富美子議長 御異議なしと認めます。よって、 議長において指名することに決しました。

最上広域市町村圏事務組合議員に

押切明弘さん

山科春美さん

八 鍬 長 一 さん

の3名の諸君を指名いたします。

お諮りいたします。ただいま議長において指

名いたしました諸君を当選人とすることに御異 議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

高橋富美子議長 御異議なしと認めます。よって、 ただいま指名いたしました3名の諸君が最上広 域市町村圏事務組合議員に当選されました。

ただいま当選されました諸君が議場におられますので、本席から会議規則第32条第2項の規定により告知いたします。

なお、議長は当該事務組合規約により議員に なりますので、御了承願います。

日程第10報告第3号損害賠償の額の決定についての専決処分の報告について

高橋富美子議長 日程第10報告第3号損害賠償の 額の決定についての専決処分の報告についてを 議題といたします。

提出者の説明を求めます。

市長山尾順紀さん。

(山尾順紀市長登壇)

山尾順紀市長 それでは、報告第3号損害賠償の 額の決定についての専決処分の報告について御 説明申し上げます。

本案は、昨年冬期に発生した2件の物損事故について、地方自治法第180条第1項の規定に基づき本年3月22日及び3月31日に専決処分を行いましたので、同条第2項の規定により報告するものであります。

初めに、第2号についてでありますが、令和 2年12月22日午後3時20分頃、大字鳥越地内に おいて、市道橋に着雪していた雪が国道13号線 を走行中の車両に落下し、車体が破損したもの であります。相手方との示談が調いましたので、 本年3月22日に損害賠償の額の決定についての 専決処分を行いました。損害賠償の額は9万9,134円であります。

次に、処分第3号についてでありますが、令和2年12月19日午前8時40分頃、市道五日町金沢線の鉄砲町地内において、道路上の穴により走行中の車両の左側タイヤ2本が破損したものであります。相手方との示談が調いましたので、本年3月31日に損害賠償の額の決定についての専決処分を行いました。損害賠償の額は7万7,000円であります。

なお、2件の相手方の住所、氏名につきましては、議案書に記載のとおりであります。

今後とも道路施設の安全点検を十分に行い、 事故防止に努めてまいります。

以上、報告とさせていただきます。

高橋富美子議長 ただいま説明のありました報告 第3号については、地方自治法第180条第2項 の規定による議会の委任による専決処分の報告 でありますので、御了承願います。

日程第11報告第4号新庄市市税 条例等の一部を改正する条例の専 決処分の承認について

高橋富美子議長 日程第11報告第4号新庄市市税 条例等の一部を改正する条例の専決処分の承認 についてを議題といたします。

提出者の説明を求めます。

市長山尾順紀さん。

(山尾順紀市長登壇)

山尾順紀市長 それでは、報告第4号新庄市市税 条例等の一部を改正する条例の専決処分の承認 について御説明申し上げます。

地方税法等の一部を改正する法律が3月31日 に公布され、4月1日から施行されることに伴 い、新庄市市税条例等の改正について3月31日 に専決処分を行いましたので、これを報告し、 議会の承認をお願いするものであります。

主な改正の内容でありますが、固定資産税について今年度実施した評価替えに伴い、負担調整措置等、現行の制度を令和5年度まで3年間延長するとともに、令和3年度に限り税額が増加する土地について、その課税標準を令和2年度の課税標準と同額とする改正を行うものであります。

また、軽自動車税について環境性能割の臨時 的軽減を令和3年12月31日まで9か月延長する ものであります。

個人住民税の住宅借入金等特例税額控除について、新型コロナウイルス感染症等に係る特例措置の適用期限を令和17年度分までとする改正を行うとともに、その他条文の整備を行うものであります。

施行日は令和3年4月1日といたします。

ただいま御説明申し上げました件につきまして、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分を行いましたので、御承認賜りますようお願い申し上げます。

高橋富美子議長 ただいま説明のありました報告 第4号について、質疑に入ります。質疑ありま せんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

高橋富美子議長 別に質疑なしと認めます。よって、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。ただいまのところ討論の通告はありません。討論ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

高橋富美子議長 討論なしと認めます。よって、 討論を終結し、直ちに採決したいと思います。 これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

髙橋富美子議長 御異議なしと認めます。

これより採決いたします。

報告第4号新庄市市税条例号等の一部を改正

する条例の専決処分の承認については、これを 承認することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

高橋富美子議長 御異議なしと認めます。よって、 報告第4号については、これを承認することに 決しました。

日程第12報告第5号令和3年度 新庄市一般会計補正予算(第1 号)の専決処分の承認について

高橋富美子議長 日程第12報告第5号令和3年度 新庄市一般会計補正予算(第1号)の専決処分 の承認についてを議題といたします。

提出者の説明を求めます。

市長山尾順紀さん。

(山尾順紀市長登壇)

山尾順紀市長 それでは、報告第5号令和3年度 新庄市一般会計補正予算(第1号)の専決処分 の承認について御説明申し上げます。

国においては新型コロナウイルス感染症の影響により、特に心身ともに大きな困難が生じている低所得の独り親世帯に対し、令和2年度中に臨時特別交付金を2回支給したところであります。

このたびの補正につきましては、新型コロナウイルス感染症による影響が長期化する中、低所得者の独り親世帯に対し、実情を踏まえたさらなる生活支援を行うため、子育て世帯生活支援特別給付金の独り親世帯分を全額国費により支給するものであります。

これに速やかに対応するため、4月12日付で 予算の専決処分を行い、去る4月30日に当該世 帯に対して支給を行ったところであります。補 正額といたしましては、歳入歳出それぞれ 2,854万5,000円を追加し、補正後の予算総額を 190億4,554万5,000円とするものであります。

子育てと仕事を一人で担う大きな負担を考慮 し、可能な限り速やかに支給するため予算化し たものでありますので、御承認くださるようよ ろしくお願い申し上げます。

高橋富美子議長 ただいま説明のありました報告 第5号について、質疑に入ります。質疑ありま せんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

高橋富美子議長 別に質疑なしと認めます。よって、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。ただいまのところ討論の通告はありません。討論ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

高橋富美子議長 討論なしと認めます。よって、 討論を終結し、直ちに採決したいと思います。 これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

髙橋富美子議長 御異議なしと認めます。

これより採決いたします。

報告第5号令和3年度新庄市一般会計補正予 算(第1号)の専決処分の承認については、これを承認することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

高橋富美子議長 御異議なしと認めます。よって、 報告第5号については、これを承認することに 決しました。

# 日程第13議案第26号新庄市固 定資産評価員の選任について

高橋富美子議長 日程第13議案第26号新庄市固定 資産評価員の選任についてを議題といたします。 提出者の説明を求めます。

市長山尾順紀さん。

(山尾順紀市長登壇)

山尾順紀市長 議案第26号新庄市固定資産評価員 の選任について御説明申し上げます。

固定資産評価員は、固定資産を適正に評価し、 かつ市長が行う価格の決定を補助するという職 務の性格上、本市におきましては市の税務課長 の職にある者が最も適任であるとし、選任して きたところであります。

本年4月1日をもって佐藤 隆君を新たに税 務課長に任命いたしましたので、固定資産評価 員に選任するため、地方税法第404条第2項の 規定によりまして、議会の同意を求めるもので あります。

何とぞよろしくお願いいたします。

高橋富美子議長 お諮りいたします。ただいまの 説明にありました議案第26号については、会議 規則第37条第2項の規定により、委員会の付託 を省略したいと思います。これに御異議ありま せんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

高橋富美子議長 御異議なしと認めます。よって、 議案第26号につきましては、委員会の付託を省 略することに決しました。

お諮りいたします。議案第26号は人事案件でありますので、質疑、討論を省略して直ちに採決したいと思います。これに御異議ありませんか

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

高橋富美子議長 御異議なしと認めます。よって、 議案第26号は直ちに採決することに決しました。 これより採決いたします。

議案第26号新庄市固定資産評価員の選任については、これに同意することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

髙橋富美子議長 御異議なしと認めます。よって、 議案第26号についてはこれに同意することに決 しました。

## 閉会

高橋富美子議長 以上で、今期臨時会の日程は全 て終了いたしましたので、閉会いたします。 大変に御苦労さまでした。

午後1時30分 閉会

新庄市議会議長 髙 橋 富美子

新庄市議会前議長 下 山 准 一

新庄市議会前副議長 新 田 道 尋

会議録署名議員 佐藤悦子

』 小野周一